



金 沢 市 公 報

号外第 10 号

平成29年(2017年)6月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例 (")	4
●条 例		○金沢市介護保険法に基づく地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (長寿福祉課)	4
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 (市民協働推進課)	1	○金沢市手話言語条例 (議会事務局)	5
○金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 (人 事 課)	1		
○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	3		

条 例

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第27号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「直江町」の次に「、直江東1丁目、直江東2丁目、直江西1丁目、直江南1丁目、直江南2丁目」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第2条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「直江町」を「直江町 直江東1丁目 直江東2丁目 直江西1丁目 直江南1丁目 直江南2丁目」に改める。

附 則

この条例は、直江東1丁目、直江東2丁目、直江西1丁目、直江南1丁目又は直江南2丁目となる区域につき、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第28号

金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

金沢市職員退職手当支給条例（昭和28年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「この項及び第3項」を「この条」に改め、同条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第9条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の1項を加える。

28 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により
ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内

就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者としてに居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を

規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当で

進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

ると認めたもの
とする。
」

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第11項第5号の改正規定及び附則第3条の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の金沢市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第9条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第28項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した金沢市職員退職手当支給条例第1条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって金沢市職員退職手当支給条例第9条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

第3条 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第9条第11項（第5号に係る部分に限り、金沢市職員退職手当支給条例第9条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第29号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第43条の5の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第43条の5の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第72条の3第2項中「第15条」を「第15条第4項」に、「第45条」を「第45条第2項」に、「自立支援医療の受給者証」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項の規定により交付された自立支援医療受給者証（自立支援医療の種類が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療であるものに限る。第4号において「自立支援医療受給者証」という。）」に改め、同項第4号中「自立支援医療（精神通院医療に限る。）」を「自立支援医療受給者証」に改める。

附則第9条の2中第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

9 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第19条中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の第43条の5の2及び附則第9条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 改正後の第43条の5の2並びに附則第9条の2及び第19条の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第30号

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部を改正する条例

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例（平成28年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改める。

第2条中「同条第4項第4号」を「同条第4項第5号」に、「第10条第6項第4号」を「第10条第8項第5号」に、「第42条の4第6項第4号」を「第42条の4第8項第6号」に、「第68条の9第6項第4号」を「第68条の9第8項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市介護保険法に基づく地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第31号

金沢市介護保険法に基づく地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市介護保険法に基づく地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「主任介護支援専門員（）」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」

の次に「(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。))から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成26年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(改正後の金沢市介護保険法に基づく地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修(同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。))のうち最初のものをいう。以下同じ。)については、新条例第2条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。

2 前項の規定により新条例第2条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

3 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第2条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

金沢市手話言語条例をここに公布する。

平成29年6月27日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第32号

金沢市手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)において手話が言語であると位置付けられたことを踏まえ、手話への理解の促進及び手話の普及について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、手話へ

の理解の促進及び手話の普及を図り、もってろう者とろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、聴覚に障害のある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識の下に、ろう者の手話により意思疎通を図る権利を尊重することを基本として行われるものとする。

2 手話への理解の促進及び手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行われるものとする。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深めるよう努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及に努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定及び実施)

第7条 市は、法第11条第3項に規定する市町村障害者計画において、次に掲げる施策を定め、これらを総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策

(2) 手話による情報の発信及び取得の推進に関する施策

(3) 手話により円滑な意思疎通ができる環境の構築に関する施策

(4) 手話通訳者(手話によりろう者とろう者以外の者との意思疎通を仲介する者をいう。)の確保及び養成並びに派遣に関する施策

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める施策

(事業者への支援)

第8条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の支援)

第9条 市長は、手話に関する施策を推進するために必要があると認めるときは、予算の範囲内において、財政上の支援をすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年(2017年)6月27日	印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)6月27日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄